

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)																						
要望 管理 番号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コー ド	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項番 号	要望種 別 (規制改 革A/民 間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5034	5034014	2	G12	z05001	警察庁	古物営業 法第21条 の3	古物営業法第21条の3では、古物競りあっせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	○	盗品等の流通防止については、警察庁において、都道府県警察を通じて、古物競りあっせん業者に対して、インターネットオークションサイトの運用の改善に関する指導を実施しているところであり、また、大手の古物競りあっせん業者においては、出品物の監視を行うなど、自主的な取組みが推進されているところである。よって、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められないが、今後、状況に応じて、インターネットオークションサイトにおける盗品等の流通防止のための検討を継続的に実施していきたいと考える。			-	(社)日本損害保険協会	14	A	自動車盗難対策の強化	インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分 罰則の制度化)	中古車の不正流通を阻止する対策を実施することで、我が国における自動車盗難を減少させ、約1000億円を超える社会的損失を抑える効果が期待される。	2005年(前年)の自動車盗難件数は約1720件となつた。減少幅は前年の8.5%減から拡大し20.4%となったことから、6年ぶりに50,000件を下回ることができた。しかしながら、自動車盗難の被害額は年間1,000億円を超えると推定され、これらの資金が犯罪組織の資金源になるなど、自動車盗難は重大な社会的問題であることに変わりはない。また、発生件数も引き続き高水準で推移している。また、自動車盗難犯罪が、盗難実行、偽造・改ざん・保管・移送・販売(国内・海外)など巧みに組織化された窃盗団により遂行されていることも憂慮される状況であると考えている。昨今の検挙事案からも窃盗団は数百台から千台の自動車を盗み、数億から十数億円相当の不当な利益を上げているといった自動車盗難ビジネスの実態が報告されており、自動車盗難が魅力のあるビジネスとして窃盗団の資金源となっている実態を鑑みると、これまでの自動車盗難対策に応じて順調に減少傾向を示してきてはいるが、今後の推移については決して楽観できないと考えている。このような状況の中で、盗難自動車や車上ねらいにおけるカーナビゲーションシステムやカーステレオの流通を阻止することは盗難自動車などの盗品を資金化する手段を制限する有効な対策であると考えている。1. 2005年7月1日から実施された、中古自動車にかからる旅費通関の廃止、輸出抹消仮登録証明書等の原本提示の義務付けおよび税関における証明書等の原本と現車との対査確認の実施については、窃盗団による業務通関を通じた盗難車の不正輸出を抑制し自動車盗難件数の減少に大きく寄与した。このような不正輸出手段の絞込みは有効な対策ではあるが、自動車盗難をビジネスとする窃盗団はよりチェックがゆるい不正輸出の手段を用いて盗難自動車の不正輸出を繰り返すことが想定される。このような観点から、今後はコンテナ運搬に対する確認の強化が課題となると考えている。具体的な検査事例を見ても、2005年7月に埼玉県警は内陸部のコンテナヤードで盗難自動車をコンテナに積み込み、港に移送し、盗難車を海外に不正輸出した窃盗団を検挙している。また、2006年2月に警視庁は通関手続を執したコンテナから、イモビライザーを破壊し、車を盗み出した盗難事件を取り締まっている。	関税法基本通達 67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い) 古物営業法第21条の3(申告)	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省関税局 監視課、業務課 国土交通省 警察庁	このようにコンテナを利用して不正輸出が実行されており、このままコンテナに対する対策の強化を怠れば、コンテナが盗難自動車の不正輸出の温床となりがねず。コンテナ内に盗難自動車が紛れ込んでいないか厳重に確認することが効果が高い対策となると考えている。しかしながら、大量に輸出されているあらゆるコンテナの貨物をすべて盗難自動車の確認のためにチェックすることは極めて困難であることから、仕向け地や輸出業者による絞込みを行うなど、コンテナ1箱検査装置が配備されている港において同装置による検査を強化する方法が考えられる。また、特に内陸部で積み込まれるコンテナについては施封後は開封ができないことか、施封前にコンテナ内の貨物をチェックすることで不正輸出を防止する効果が見込まれる。このようなケースに対しては、出航地(港)や仕向け地、輸送業者などを限定して、積み込み前に第三者証明機関の立会い確認を指導すること、大幅な改善が見られるものと考ええる。2. インターネットオークションに、車検証が備わっていないかったり、車台番号のない自動車が出品されていることがある。インターネットオークションは不特定多数の個人が取り行っており、売買の主体が見えにくいシステムである。そういったことから、盗難自動車やカーナビゲーションシステムなどの盗品の不正流通経路としてインターネットオークションを利用するケースが今後増加していくことが予想される。そういった状況の中でインターネットオークション事業者がサイトに盗品が混入しないように管理を強化し、盗品の流通を阻止することは事業者の責任として必須である。警察庁では、古物営業法第21条の3の規定により、古物競りあっせん業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネットオークションサイトの運用を改善するよう指導されていると聞いているが、盗難車や盗品がインターネットオークションで流通されないような手段を講じる必要がある。
5057	5057165	2	G12	z05001	警察庁	古物営業 法第21条 の3	古物営業法第21条の3では、古物競りあっせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	○	盗品等の流通防止については、警察庁において、都道府県警察を通じて、古物競りあっせん業者に対して、インターネットオークションサイトの運用の改善に関する指導を実施しているところであり、また、大手の古物競りあっせん業者においては、出品物の監視を行うなど、自主的な取組みが推進されているところである。よって、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められないが、今後、状況に応じて、インターネットオークションサイトにおける盗品等の流通防止のための検討を継続的に実施していきたいと考える。			-	(社)日本経済団体連合会	165	A	自動車盗難対策の強化	自動車盗難を減少させるべく、中古車の不正流通を阻止する対策を実施すべきである。インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分 罰則の制度化)	自動車盗難を減少させるべく、中古車の不正流通を阻止する対策を実施すべきである。	コンテナを利用して不正輸出が実行されており、このままコンテナに対する対策の強化を怠れば、コンテナが盗難自動車の不正輸出の温床となりがねず。コンテナ内に盗難自動車が紛れ込んでいないか厳重に確認することが効果が高い対策となる。しかし、大量に輸出されているあらゆるコンテナの貨物をすべて盗難自動車の確認のためにチェックすることは極めて困難であることから、仕向け地や輸出業者による絞込みを行うたうで、コンテナ1箱検査装置が配備されている港においては同装置による検査を強化する方法が考えられる。また、特に内陸部で積み込まれるコンテナについては施封後は開封ができないことか、施封前にコンテナ内の貨物をチェックすることで不正輸出を防止する効果が見込まれる。このようなケースに対しては、出航地(港)や仕向け地、輸送業者などを限定して、積み込み前に第三者証明機関の立会い確認を指導することで、大幅な改善が見られる。	関税法基本通達 67-1-20 古物営業法第21条の3	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省関税局 監視課、業務課 国土交通省 警察庁	道路運送車両法の改正により、2005年7月から中古車輸出時には輸出抹消仮登録証明書を取得するか、一時抹消中の車については輸出予定届出書を取付ける。税関において輸出時にそれらを確認することとなった。古物営業法第21条の3では、古物競りあっせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは直ちに警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。
5086	5086008	2	G12	z05001	警察庁	古物営業 法第21条 の3	古物営業法第21条の3では、古物競りあっせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	○	盗品等の流通防止については、警察庁において、都道府県警察を通じて、古物競りあっせん業者に対して、インターネットオークションサイトの運用の改善に関する指導を実施しているところであり、また、大手の古物競りあっせん業者においては、出品物の監視を行うなど、自主的な取組みが推進されているところである。よって、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められないが、今後、状況に応じて、インターネットオークションサイトにおける盗品等の流通防止のための検討を継続的に実施していきたいと考える。			-	損害保険労働組合連合会	8	B	盗難自動車の不正輸出防止策の強化	盗難自動車の海外不正流出防止に繋げるため、インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止などの対策を講じて頂きたい。	これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。また、盗難防止対策が進めば、暴力団等国内の犯罪集団のみならず、海外のテロ組織とのつながりも懸念される国際犯罪組織への資金源を絶つことが可能となり、日本においては世界の治安全体にいい影響を及ぼすと考えられる。	重大な社会問題となっている自動車盗難に関し、社会的損失の低減や犯罪組織の資金源の根絶といった観点から、盗難自動車の流通段階での様々なプロセスにおける多面的なチェック強化が重要である。具体的には、中古車の通関時における、輸出抹消仮登録証書または輸出予定届出書の厳密な確認を行う、不正輸出を防御するため、輸出貨物の積み込み時に、公課検査検定機関による厳正な現物確認、施封を実施する、罰則の制度化など、インターネットオークションで盗難自動車を流通させないような仕組みを構築することをお願いしたい。	道路運送車両法 第15条の2 関税法基本通達 67-1-20(輸出貨物コンテナ扱い) 古物営業法第21条の3	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省関税局 監視課、業務課 国土交通省 警察庁	
5002	5002001			z05002	警察庁、 法務省、 外務省	出入国管 理及び難 民認定法	制度の所管は法務省及び外務省である。	○	現在、国内に滞在する外国人については、集住地域において、若者等による犯罪が多発しており、日系人を中心に、地域社会の間で軋轢、摩擦が生じているなど、生活者としての問題が生じていることから、生活上の問題が生じている外国人に関する必要な対策について、政府で検討を行っているところである。			-	シグマグループ (株式会社シグマ テック株式会社シグ マフェーズ)	1	A	日系4世への日系3世と同等の在留資格の付与	現在日系1世、2世、3世までを限定として定住者資格、ならびに就労の自由が与えられているが、4世についても3世と同等の地位を付与することを求める。	日本在住及び、新たに入国する日系4世に対し、日本語学校(日本語研修センター)での日本語教育の機会を与え、日本の労働力強化に寄与する為、民間企業による健全な受け入れが可能となる環境を整備する。	日系4世は、出入国管理及び難民認定法第7条、第一項の2の別表第2で、日系3世と同等の資格が付与されていないが、日本在住の一部の4世等(未成年時で3世の親との帯同での入国)には実質的に認められている模様だが、不公平である。従い、すべての日系4世に対し日系3世と同等の地位を付与することを強く求める。	入管法	法務省、外務省	在日の日系4世については、3世の両親に帯同して来日している場合がほとんどであり、すでに就労可能な年齢に達して来ているにもかかわらず、定住者資格及び就労の自由が明確に保証されていない。又、日本語教育についてもその年齢層によっては、生活に支障をきたすレベルであり、日本での健全な生活を支えること自体が、問題となっている。

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)																								
要望 管理 番号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コー ド	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項番 号	要望種 別 (規制改 革A/民 間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)		
5006	5006001			z05003	警察庁	道路交 通法第22条 第1項、道 路交通法 施行令第 11条	道路標識等により最高速度が指定されて いない場合、自動車及び原動機付自転 車が高速自動車国道の本線車道以 外の道路を通行する場合の最高速度 は、自動車にあっては60キロメートル 毎時、原動機付自転車にあっては30キ ロメートル毎時とされている。	c		平成17年中の交通事故の発生状況から、自動車等 の危険認知速度が60キロメートル毎時を超える交 通事故の死亡事故率が10.7%と、60キロメートル 毎時以下の死亡事故率である0.5%を大きく上回る 結果が出ており、法定速度を引き上げることが交通 の安全の観点から認められない。 また、原動機付自転車に限ってみても、危険認知 速度が30キロメートル毎時を超える交通事故の死 亡事故率が2.0%と、30キロメートル毎時以下の死 亡事故率である0.7%を約3倍も上回る結果が出て おり、原動機付自転車の法定速度を引き上げること についても、交通の安全の観点から認められない。	要望者より別紙のとおり再意見が来ており、再度、費 庁からの回答を頂きたい。	諏訪光司	1	A	一般道路の法定速度を自動車70 km/h、原動機付自転車40 km/h へ緩和する。	道路交通法施行令、第十一条を「……道路を通行する場 合の最高速度は、自動車にあつては七十キロメートル毎 時、原動機付自転車にあつては四十キロメートル毎時とす る。」に改正する。	特に北海道などの地域では広大な平野に人家連担のない見 通しの良い直線道路が多くあり、大抵は速度規制標識が無 き限り法定速度の60 km/hですが、制限速度も60 km/h以上に引 き上げても交通危険性が増大しないと思われる道路が多い ので、そのような道路は法定速度以上の速度規制標識を立 てて緩和すべきですが、実際には交通警察は標識を新たに 設置するための予算要求をしなくてはならないことや、ドライ バーの緩和要望に対する現行の法定速度60 km/hを厳しくし た見直し作業の負担で現状では進んでいません。よって、自 動車の法定速度を交通安全性も考慮した実現可能なと思わ れる70 km/h程度に改正し、速度規制標識を必要とすること なく緩和させるべきです。60 km/h以下の制限が必要な道路 は今まで通り速度規制標識で制限すれば良いわけです。	「要望理由の続き、 」 原動機付自転車の 40 km/hへの緩和 についての必要性 は、現状の市街地 内の一般道路の多 くは50ないし40 km/h規制であるた め、原動機付自転 車と自動車の速度 差が小さくなり、 交通の円滑性、安 全性が高まる事 です。	警察庁					
5006	5006002			z05004	警察庁	道路交 通法第22条 第1項、道 路交通法 施行令第 11条	道路標識等により最高速度が指定されて いない場合、自動車及び原動機付自転 車が高速自動車国道の本線車道以 外の道路を通行する場合の最高速度 は、自動車にあっては60キロメートル 毎時、原動機付自転車にあっては30キ ロメートル毎時とされている。	c		一車線道路について、その交通量、道路環境、沿道 環境等は様々であり、全国一律に法定速度を30キ ロメートル毎時とするとは適当でない。 なお、生活道路等であっても最高速度規制の必要 があるところについては、既に標識により規制が行 われている。	要望者より別紙のとおり再意見が来ており、再度、費 庁からの回答を頂きたい。	諏訪光司	2	A	住宅地、市街地内の一車線道路 の30 km/h制限の法定化。	道路交通法施行令、第十一条に「自動車、原動機付 自転車共、一車線道路(センターラインの無い道路)を通 行する場合の最高速度を三十キロメートル毎時とする。」と いうような条文を追加し、改正する。	日本の市街地と郊外の境界がはっきりしない国土環境 ではその基準で法定速度を変えることは無理なので、 一車線(センターラインの無い)道路には30 km/h程度 の低い法定速度を新設規定し、二車線以上の道路には 今までの法定速度を規定するという形の方案を採れば よいと考えます。そうすれば、狙いとする、速度規制標 識の設置できない細かい住宅地、生活道路はまず一車 線であるので、間違いない法的に規制対象にできるわけ です。実際の適用面でもドライバーには、「一車線(セン ターラインの無い)道路は法定速度30 km/hで、二車線 以上で速度規制標識の無い道路は今までの法定速度、 という風に明確に認識出来るわけです。また、山村部な どでセンターラインの無い1.5車線の道路が40 km/h規制の道路もありますが、自動車については規制 標識速度の方が優先されるため、法定速度の30 km/h に下げて走らなければならないことも起こりません。	世界の国々の多く(特に欧米諸国)は、市街地を通行する際 の道路の法定速度を定めています。ところが、日本の場合 はその規定が全く無い為、速度規制標識を立てて速度制限 されている市街地内幹線道路は問題ないものの、住宅地や市 街地内にある細かい多くの一車線生活道路までは15いち 速度規制標識を立てる事が出来ないため、法定速度60 km/hが合法化されてしまっているという矛盾が昔から生 じています。現実には、多くの良心的ドライバーは交通安 全の事を考え、法定速度まで出すような事はしません。し かし、合法化されている以上、交通警察はこのような住宅 地、市街地内一車線道路を専ら一部のドライバーを事実 上取り締まる事が出来ないわけです。これは交通安全にと って大きなマイナスで、ぜひとも解消すべき問題です。	警察庁					
5038	5038001			z05005	警察庁	風俗営業 等の規制 及び業務 の適正化 等に関する 法律(昭和 23年法律 第122号)第1条 第1項第4 号、風俗営業 等の規制 及び業務 の適正化 等に関する 法律施行 令(昭和59 年政令第 319号)第1条 及び第1条 の2、風俗営業 等の規制 及び業務 の適正化 等に関する 法律施行 規則(昭和 60年国 家公安委 員会規則 第1号)第	風俗法では、設備を設けて客にダンス をさせる営業を都道府県公安委員会 の許可を必要とする風俗営業として いるが、客にダンスを教授するための 営業でダンスを教授する者(政令で 定める下記(1)又は(2)に該当する 者に限る。)が客にダンスを教授する 場合にのみ客にダンスをさせるもの については、風俗営業の許可を要し ないこととしている。(1) 社団法人 全日本ダンス協会連合会又は財団 法人日本ボーレールーム連盟(以下 「特定講習団体」という。)が、ダン ス教授に関し行う講習で、ダンスを 有償で教授する能力を有する者を 養成することができるとして、国家 公安委員会が指定する講習を修了 した者(2) 特定講習団体が(1)の 講習の課程を修了した者と同等の 能力を有する者として国家公安委 員会規則で定めるところにより国 家公安委員会に推薦した者	c		特定講習団体については、ダンスの技能及び知識に 関して一定の水準以上にあることを適正かつ公正に 判断することができる人的、物的及び財政的基盤を 有する全国的規模の団体であって、かつ、当該判断 が単に利潤追求のために安易になされることがない よう公益性の高い団体であることを必要最小限の要 件としており、現在のところ、現行の二団体以外にこ の要件を満たす団体はないものと考えている。	特定講習団体の認定にあたっては、客観的な基準を 明確にすべきである。全国規模の団体でない特定 講習団体として認められない理由は、見当たらず、 複数の団体が各地域に存在しても、一定の基準を満 たしていれば、指定を受ける利用者にとっても利便を 損なうことはないといえる。	ダンススクール協同 組合連合会	1	A	国家公安委員会の指定する「特定 講習団体」の規制緩和	特定講習団体の指定要件を規制緩和して、公的認可を受 けている団体にもダンス教授資格試験の実施を認め、風 俗営業法の適用除外となるダンス教授所をもっと広く認 定できるようにして欲しい。	ダンスの技能及び知識に関して一定の水準以上にあるこ とを適正かつ公正に判断するための要件としては、特定講習 団体が必ずしも全国的規模の団体である必要はなく、人的 、物的、財政的にも適正なダンス教授資格試験を実施でき 、受験会場について受験者の便宜を図ることが可能な規模 の団体であれば良いと思われる。ダンス教授所を経営する者 や組織され、各都道府県又は経済産業省各経済産業局から 認可を受けている団体から構成される連合会は、自主規制 によりダンス教授所を認定することができる団体として、 風俗営業法適用除外の法的趣旨に合致している。ダンス教 授所を主体とする公的認可団体でありながら風俗営業法の 適用除外となるダンス教授所を自ら認定できないことは、 社会的、一般的に不合理、不平等である。公益法人でな くても、各地域での健康増進運動、社交ダンスの普及活 動や地方の文化・経済の発展に貢献しており、公益性を有 しているといえる。以上の理由から特定講習団体の指定要 件を規制緩和して、公的認可を受けている団体にもダンス 教授資格試験の実施を認め、風俗営業法の適用除外とな るダンス教授所をもっと広く認定できるようにして頂きたい。	風俗営業等の規制 及び業務の適正化 等に関する法律第 2条第1項第4号、 第1条の2、規則 第1条の2	国家公安委員 会 警察 庁	第139回国会 衆議院地方行政 委員会議事録第 1号警察庁生活 安全局長泉幸伸 府政委員答弁				
5039	5039001			z05006	警察庁、 総務省、 法務省、 財務省、 文部科学 省、厚生 労働省	出入国 管理及び 難民認定 法第20条、 第21条及 び第22条、 永住許可 に関する ガイド ライン(法 務省出入 国管理 庁平成18 年3月31 日)、地方 自治法第 10条	制度の所管は、総務省、法務省、財務 省、文部科学省及び厚生労働省であ る。	b		現在、国内に滞在する外国人については、集住地 域において、若者等による犯罪が多発しており、日 系人を中心に、地域社会の間で軋轢、摩擦が生じて いるなど、生活者としての問題が生じていることか ら、生活上の問題が生じている外国人に関する必要 な対策について、政府で検討を行っているところであ る。 平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去 最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情 勢は厳しさを増している。 滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研 修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために 外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床 となって来日外国人による犯罪が多発する現状にあ り、本提案についても、政府内での議論を踏まえ、外 国人の的確な在留管理が行われるよう、治安対策の 観点を含めて検討する必要がある。	要望者からの以下の再意見を踏まえ、措置の概要 (対応策)を再検討いただきたい。 「外国人であるか日本人であるかを問わず、犯罪を 減らすための対策を検討していただくことは、適切な 対応であると考ええる。なお、本要望は、地域社会で日 本人住民と外国人住民が、互いの文化や価値観に 対する理解と尊重を深めるなかで、健全な都市生活 に欠かせない権利の尊重と義務の遂行を基本とした 真の共生社会(多文化共生社会)の形成を目指した ものであることをご理解いただき、地域社会が外国 人を住民として受け入れていくために、今後ともご協 力いただくことを希望する。」	外国人集住都市会 議 座長 四日市市 長 井上哲夫	1	A	在留資格の変更、在留期間の更新 および永住者の在留資格への変 更の際の在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の 在留資格への変更を当たっては、外国人が数少ない 場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に 加入していること、国税及び地方税の滞納がないこと 、学齢期の子どもがある場合その子どもが就学してい ること、在留資格によっては日本語能力の程度、など を審査項目に加え、それらの実施状況を正確に把握で きる体制を整える。これらの実施が不十分又は法令違反 がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並び に「永住者」への在留資格への変更を留保し、市区町村 や関係機関と連携して、その是正を図る。子どもの就 学や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すで に日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会 や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、 国の責任において必要な環境を早急に整備する。	「規制の現状」在留資格の変更又は在留期間の更新を受け ようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することが でき、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づ いて、在留資格の変更を適当と認めるときにその相当 の理由があるときに限り、これを許可することができ る。また、在留する外国人が「永住者」の在留資格 への変更(特別永住者を除く)を希望する場合、法 務大臣は、素行が善良であること及び独立の生計を 営むに足る資産又は技能を有すること並びにその者 の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り 、これを許可することができる。なお、素行が善良 であることを証明するために、国税の納付証明書の 提出が義務付けられている。 「要望理由」日本に在留する外国人の権利を保護し、同 時に義務の履行を図ることは、多文化共生社会を形 成するために欠かせないことのできない条件である。 しかし、国内に合法的に在留しているが、その資金 ・労働条件が労働関係法令や出入国管理関係法令や 出入国管理関係法令に定める条件を満たしているか どうかをチェックされず、社会保険加入、国税及び 地方税の納入などの義務を十分に果たしていない 場合がある。学齢期の子どもの就学を保障すること は、保護者や受入国にとって義務的なものであり、 これも十分に果たされていない。また、「永住者」 の在留資格を取得した外国人が、社会保険に加入し ていない場合は少なくない。地方税の滞納について もチェックされていない。さらに、日本語が不十分 な場合、日本の各地域社会において、住民と共に暮 らすことが困難になっており、在留資格によっては、 日本語能力を証明することも必要であると考えられ る。これらの実現のために、在留資格の変更・更新 並びに「永住者」の在留資格への変更にあたって、 法務省出入国管理局と市区町村及び関係行政機 関は、「共用データベース」の構築などを通じて効果 的かつ効率的に連携することが必要である。	出入国管理及び難 民認定法第20条、 第21条及び第22 条、永住許可に関 するガイドライン (法務省) 出入国 管理局平成18年 3月31日、地方 自治法第10条	法務省出入国 管理庁、総務 省自治行政 局、自治税務 局、厚生労働 省労働基準 局、厚生労働 省年金局、厚 生労働省健康 政策課、文部 省大臣官房、 文部省初等・ 中等教育局、 財務省主税 局、総務省自 治行政局					

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)																						
要望 管理番 号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コー ド	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項番 号	要望種 別 (規制改 革A/民 間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5039	5039003			z05007	警察庁、 法務省、 外務省	なし	ブラジル連邦共和国との間に「犯罪人引渡条約」及び「代理処罰制度」について現在まで規定はされていない、	b	条約上の 手当てを 必要とす るもの	ブラジル政府に対し、犯罪人引渡条約の締結を目指し、同時に、個別事件の訴追を実現することを目的とした日・ブラジル政府間協議の場を立ち上げられることを提案済み、今後早期に協議を立ち上げられるよう、引き続きブラジル側との調整を行う、		要望者からの以下の再意見を踏まえ、措置の概要(対応策)について再検討いただきたい。 「本要望に対する、政府における迅速な取り組みに感謝する。現在のブラジル連邦共和国政府との調整の進捗状況等について、現時点で明らかにできるものがあればお教えいただきたい。」	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	3	A	ブラジル連邦共和国との犯罪人引渡し条約の締結及び代理処罰制度の確立	日本国内で罪を犯し、ブラジル連邦共和国へ逃亡した容疑者に対し、「犯罪人引渡し条約」の締結による引渡しや司法共助による代理処罰など、日本国政府として厳正な対応を講じること、		現在、日本とブラジル連邦共和国の間には、「犯罪人引渡し条約」がなく、日本国内で罪を犯したブラジル人が帰国してしまうと日本の司法による処罰がでない、また、代理処罰制度も確立していないためブラジル連邦共和国司法当局による処罰もなされていない、そのため、交通事故や殺人事件の容疑者が身柄拘束前に帰国してしまい刑事罰の適用を免れている、こうした事態は日本人住民と外国人住民の良好な関係の構築を妨げるものであり、また外国人への偏見を助長しかねない、外国人と共に暮らす安全で安心な地域社会の実現のために条約の締結や代理処罰制度の確立が不可欠である、	刑法第1条	警察庁長官官 房国際部・刑 事局 警備局、 法務省刑事 局、外務省中 南米局	
5049	5049003			z05008	警察庁、 法務省	刑法(明治 40年法律 第45号)第 185条～第 187条	いわゆるカジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。 なお、本年6月16日、自由民主党政務調査会観光特別委員会カジノ・エンターテインメント検討小委員会が「我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針」を策定・公表している、	c		カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、競馬法、モーターボート競走法のような特別の立法措置が必要である。 警察庁としては、カジノ/実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与のほか、少年の健全育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化等が懸念されることから、自由民主党政務調査会観光特別委員会カジノ・エンターテインメント検討小委員会が「我が国におけるカジノ・エンターテインメント導入に向けての基本方針」を策定する過程において、これらの治安上の観点から、必要な意見を申し述べたとこである、		-	東京都	3	A	カジノ/実現に必要な法整備	・カジノを実現するために、必要な法整備を行うこと、 ・その際に、地域の実情に即したカジノ運営を可能にするしくみとするなど、地方自治体の意向を十分踏まえるよう留意すること、	カジノ/開設	・カジノは、有力な観光資源であり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大きいに期待できる。 ・カジノは、現行法では、刑法の賭博および蓄くしに関する罪で規制されており実施することができない、	刑法第185条～187 条 (賭博および蓄くし に関する罪)	内閣府 法務省 国土交通省 経済産業省	
5051	5051001			z05009	警察庁、 外務省	出入国管 理及び難 民認定法 第6条第1 項	制度の所管は外務省である、	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。 滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える、		-	長崎県	1	A	一定の条件を満たす中国人に対する数年有効マルチビザの発給	所得や海外渡航実績等、一定の条件を満たす中国人全てに対して数年有効のマルチビザ発給を認めてもらいたい、		現在、中国人に対する数年有効のマルチビザの発給については、株式会社上場企業等の管理職等にAPECビジネス数次査証が発給されているところであるが、発給実績が少ない状況にある。 今後、不法滞在を発生させることな(中国人訪日観光客の増加を図るためには、所得、海外渡航実績などの一定の条件を付して、それを満たす中国人すべてに対して数年有効のマルチビザ発給を認め、この者については、個人での訪日観光も可能とすることが必要であるため、	出入国管理及び難 民認定法第6条第 1項	外務省	
5056	5056001			z05010	警察庁、 財務省	道路交通 法第128 条、道路 交通法施 行令第52 条、道路 交通法施 行規則第 42条、会 計法、日 本銀行法 等	交通反則金のクレジットカードによる決済は行われていない、	c		公金納付は会計法等に基づいて行われており、本件について当局が代表して回答する立場にない。 なお、反則金を納付しない理由としては、取締りに納得できず、正式裁判を望む者やことさらに制裁を逃れようとする者が多いと考えられ、インターネットによるクレジットカード納付制度の導入により納付率が向上するとは想定されず、合理化効果は疑問である、	インターネットによるクレジットカード納付制度の導入により納付率が下がることはなく、利用者の利便性の観点等から、要望主体からの以下の更なる意見も踏まえ、改めて検討された、 「今やクレジットカードは国民に広く渡通しており、特にインターネットにおいては、クレジットカード決済は最も利用されている決済手段である、インターネットによるクレジットカード納付を導入すれば、現在の現金納付に比べて格段に利便性は向上する為、納付率が向上することは容易に推定できる、」	クレジットカード普及 連絡会	1	A	交通違反に係る反則金(罰金は除く)のクレジットカード決済の導入の件	交通違反の反則金の納付について、インターネットを活用したクレジットカード決済を導入することで、警察における反則金回収業務を効率化し、警察力の更なる有効活用を図る、	違反者データの即時反映システムの構築 インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済 反則者に代わりクレジットカード会社が反則金を国に納付(第三者納付)	■ に関する理由 ○ 当該給金において、現場へヒアリングを行ったところ、現在、現場で取り扱った違反者データは、警察庁の基礎データに反映されるまで約10日間を要しており、その間、仮納付がなされた場合の照合作業や金銭相違等のエラー処理に支障が出ているとの話があった、このような状況を放置することは、余計な事務負担やコストを発生させることになり、限られた警察力の非効率化につながるものと考え、違反者データが即時に警察庁の基礎データに反映させるシステムを早期に対応いただくことをご検討いただきたい、 ■ に関する理由 ○ 平成19年6月1日に施行された道路交通法の改正において、違法駐車対策として、使用者責任の明確化、違法駐車を取り締まりの民間委託がなされた、この改正は、警察において、大量の違反者を取り締まるだけの体力がきかず、不出頭者の補足が十分にできないことから逃げ得という不公平を招き、違法駐車の前止ができていないという状況を改善するために取られた対策である、 ○ 今回要望している「インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済」については、警察事務を合理化させるだけでなく、従来事務に当てられていた警察力を違反者の取り締まり強化につなげるものと考え、 ○ 特に、違法駐車を取り締る民間委託したことにより、取り締まる違反者が急増し、警察事務が急速に増加するものと考え、インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済を導入し、支払いしやすい環境を整備することで、警察事務の合理化が図られ、警察力が維持される、 ○ また、インターネットを活用した納付については、国が方針として掲げている、電子政府化にそう対応であり、実施に向けた検討すら対応いただけないことは、国の方針にそうものではないと考える、 ○ なお、前回の規制改革要望において、ご指摘いただいた事項について、対応案についてその他特記事項にご提示させていただいたので、具体的な検討を共同で進められるようご検討いただきたい、	道路交通法	警察庁 財務省	反則金を支払うが、納付を受けるかは本人の意思が介在することが必要 インターネットによる反則金のクレジットカード決済についても、自らクレジットカード番号、有効期限等を入力し、反則金の納付手続きを行なうため、十分に本人の意思が介在しているものと思われ、交通違反反則金制度の主旨に沿うものであると考えます。 違反者の便宜を図るために公費を使用するのは適当ではない 違反者の便宜を図るといふ点のみを捉えればご指摘の通りと思われるが、今回のご提案理由にも記載しました通り、一人の違反者に対する警察事務を合理化することで、警察力全体を取り締まり強化に有効活用できるといふ観点から捉えれば、国民の治安を守ることにつながる、公費の使用は適当かと考えます。 クレジットカード決済の導入がコスト増・事務負担増につながる導入に限っては、インシヤルコストが発生し、一時的にはコスト増につながるものと思われるが、今やクレジットカードは、民間や公金分野の決済場面に広く導入され、事務効率化に役立てられている、従って、違反者へのクレジットカード決済導入にあたっては、様々な点において詳細の検討が必要となると思われるが、	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)																						
要望 管理番 号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項番 号	要望種 別 (規制改 革A/民 間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5057	5057023	1-1		z05011	警察庁、 法務省、 厚生労働 省	出入国管 理及び難 民認定法 第7条1項 第2号の基 準を定め る省令、在 留資格「研 修」に係 る基準省令 に関する 法務省告 示(平成2 年8月17日 法務省告 示第246 号)、技能 実習制度 に係る出 入国管理 上の取扱 いに関する 指針(平 成5年4月5 日法務省 告示第141 号)、技能 実習制度 の基本的 枠組	制度の所管は、法務省及び厚生労働 省である。	ㄱ		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最 多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は 厳しさを増している。 滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研 修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために 外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床 となって来日外国人による犯罪が多発する現状にお いて、治安、出入国管理その他日本社会に与える 様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対 する措置が講じられない限り、提案を実施することは 妥当ではないと考える。		-	(社)日本経済団体 連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見 直し - 1	・1再研修・再技能実習の 制度化 研修・実習期間が終了し一定レベル以上の技能を身につ けた研修・技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工と して必要な関連技能を身につけ、出身国の技術レベル向 上に貢献することができるようにするため、再研修・再技能 実習の制度化もしくは技能実習期間の延長を図るべきであ る。		グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・有 機化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につ けるために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生 じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超え る(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国およ び開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度 を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、適 用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要 がある。	出入国管理及び難 民認定法第7条1項 第2号の基準を定 める省令 在留資格「研修」に 係る基準省令に関 する法務省告示 (平成2年8月17日 法務省告示第246 号) 技能実習制度に係 る出入国管理上の 取扱いに関する指 針(平成5年4月5日 法務省告示第141 号) 技能実習制度の基 本的枠組	法務省入国管 理局 厚生労働省職 業能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度 は、1年間の「研修(非実務研 修及び実務研修)」(生活実習と して研修手当を支給)と2年間の 「技能実習(労働の対価として 賃金を支給)」の最長3年間で構 成され、「技能実習」の対象職 種は、技能検定等の対象となる 62職種114作業に限定されてい る。また、受け入れ人数は当 該受け入れ企業の常勤従業員 数の5%以内(中小企業特例あ り)となっており、技能実習修 了後の就労は認められていな い。
5057	5057023	1-2		z05012	警察庁、 法務省、 厚生労働 省	出入国管 理及び難 民認定法 第7条1項 第2号の基 準を定め る省令、在 留資格「研 修」に係 る基準省令 に関する 法務省告 示(平成2 年8月17日 法務省告 示第246 号)、技能 実習制度 に係る出 入国管理 上の取扱 いに関する 指針(平 成5年4月5 日法務省 告示第142 号)、技能 実習制度 の基本的 枠組	制度の所管は、法務省及び厚生労働 省である。	ㄱ		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最 多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は 厳しさを増している。 滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研 修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために 外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床 となって来日外国人による犯罪が多発する現状にお いて、治安、出入国管理その他日本社会に与える 様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対 する措置が講じられない限り、提案を実施することは 妥当ではないと考える。		-	(社)日本経済団体 連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見 直し - 2	・2技能実習期間の延長 研修・実習期間が終了し一定レベル以上の技能を身につ けた研修・技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工と して必要な関連技能を身につけ、出身国の技術レベル向 上に貢献することができるようにするため、再研修・再技能 実習の制度化もしくは技能実習期間の延長を図るべきであ る。		グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・有 機化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につ けるために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生 じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超え る(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国およ び開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度 を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、適 用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要 がある。	出入国管理及び難 民認定法第7条1項 第2号の基準を定 める省令 在留資格「研修」に 係る基準省令に関 する法務省告示 (平成2年8月17日 法務省告示第246 号) 技能実習制度に係 る出入国管理上の 取扱いに関する指 針(平成5年4月5日 法務省告示第141 号) 技能実習制度の基 本的枠組	法務省入国管 理局 厚生労働省職 業能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度 は、1年間の「研修(非実務研 修及び実務研修)」(生活実習と して研修手当を支給)と2年間の 「技能実習(労働の対価として 賃金を支給)」の最長3年間で構 成され、「技能実習」の対象職 種は、技能検定等の対象となる 62職種114作業に限定されてい る。また、受け入れ人数は当 該受け入れ企業の常勤従業員 数の5%以内(中小企業特例あ り)となっており、技能実習修 了後の就労は認められていな い。
5057	5057023	2		z05013	警察庁、 法務省	出入国管 理及び難 民認定法 第7条1項 第2号の基 準を定め る省令、在 留資格「研 修」に係 る基準省令 に関する 法務省告 示(平成2 年8月17日 法務省告 示第246 号)、技能 実習制度 に係る出 入国管理 上の取扱 いに関する 指針(平 成5年4月5 日法務省 告示第143 号)、技能 実習制度 の基本的 枠組	制度の所管は、法務省及び厚生労働 省である。	ㄱ		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最 多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は 厳しさを増している。 滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研 修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために 外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床 となって来日外国人による犯罪が多発する現状にお いて、治安、出入国管理その他日本社会に与える 様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対 する措置が講じられない限り、提案を実施することは 妥当ではないと考える。		-	(社)日本経済団体 連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見 直し	研修期間の短縮 技能実習を前提として来日する場合、来日前に一定レ ベルの技能や日本語能力を身につけていれば、研修期間を 短縮し、技能実習期間を長とする(例えば研修半年、実務研 修2年半)など、制度に柔軟性を持たせるべきである。		グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・有 機化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につ けるために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生 じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超え る(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国およ び開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度 を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、適 用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要 がある。	出入国管理及び難 民認定法第7条1項 第2号の基準を定 める省令 在留資格「研修」に 係る基準省令に関 する法務省告示 (平成2年8月17日 法務省告示第246 号) 技能実習制度に係 る出入国管理上の 取扱いに関する指 針(平成5年4月5日 法務省告示第141 号) 技能実習制度の基 本的枠組	法務省入国管 理局 厚生労働省職 業能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度 は、1年間の「研修(非実務研 修及び実務研修)」(生活実習と して研修手当を支給)と2年間の 「技能実習(労働の対価として 賃金を支給)」の最長3年間で構 成され、「技能実習」の対象職 種は、技能検定等の対象となる 62職種114作業に限定されてい る。また、受け入れ人数は当 該受け入れ企業の常勤従業員 数の5%以内(中小企業特例あ り)となっており、技能実習修 了後の就労は認められていな い。
5057	5057023	3		z05014	警察庁、 法務省、 厚生労働 省	出入国管 理及び難 民認定法 第7条1項 第2号の基 準を定め る省令、在 留資格「研 修」に係 る基準省令 に関する 法務省告 示(平成2 年8月17日 法務省告 示第246 号)、技能 実習制度 に係る出 入国管理 上の取扱 いに関する 指針(平 成5年4月5 日法務省 告示第144 号)、技能 実習制度 の基本的 枠組	制度の所管は、法務省及び厚生労働 省である。	ㄱ		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最 多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は 厳しさを増している。 滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研 修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために 外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床 となって来日外国人による犯罪が多発する現状にお いて、治安、出入国管理その他日本社会に与える 様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対 する措置が講じられない限り、提案を実施することは 妥当ではないと考える。		-	(社)日本経済団体 連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見 直し	受入企業・技能実習生双方のニーズに基づく在留資格 の変更 研修・技能実習生の中には、研修・技能実習で得た技能 を出身国において活かすのみならず、将来的にわが国経 済社会の発展にも貢献したいと希望する者もいる。一方、 受入企業側にも、技能伝承の担い手として研修・技能実習 生の引き続きの滞在を希望するところがない、そこ で、わが国の産業競争力や国民生活、地域経済の維持・ 強化に必要な分野で、特に高度な技能等を修得した研修 ・技能実習生については、専門的・技術的分野の人材として わが国において就労を認めることにつき、検討を進めるべ きである。		グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・有 機化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につ けるために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生 じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超え る(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国およ び開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度 を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、適 用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要 がある。	出入国管理及び難 民認定法第7条1項 第2号の基準を定 める省令 在留資格「研修」に 係る基準省令に関 する法務省告示 (平成2年8月17日 法務省告示第246 号) 技能実習制度に係 る出入国管理上の 取扱いに関する指 針(平成5年4月5日 法務省告示第141 号) 技能実習制度の基 本的枠組	法務省入国管 理局 厚生労働省職 業能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度 は、1年間の「研修(非実務研 修及び実務研修)」(生活実習と して研修手当を支給)と2年間の 「技能実習(労働の対価として 賃金を支給)」の最長3年間で構 成され、「技能実習」の対象職 種は、技能検定等の対象となる 62職種114作業に限定されてい る。また、受け入れ人数は当 該受け入れ企業の常勤従業員 数の5%以内(中小企業特例あ り)となっており、技能実習修 了後の就労は認められていな い。

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)																						
要望 管理 番号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コー ド	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項番 号	要望種 別 (規制改 革A/民 間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5057	5057023	4		z05015	警察庁、 法務省		出入国管 理及び難 民認定法 第7条1項 第2号の基 準を定め る省令、 在留資格「研 修」に係る 基準省令 に関する 法務省告 示(平成2 年8月17日 法務省告 示第246 号)、技能 実習制度 に係る出 入国管理 上の取扱 いに関す る指針(平 成5年4月5 日法務省 告示第145 号)、技能 実習制度 の基本的 枠組	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。 潜在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える、			(社)日本経済団体 連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し	受け入れ枠の拡大 一定の要件(企業単独型での受け入れ、過去数年にわたり不正行為等なく適正な運営を行っている企業の受け入れなど)のもと、受け入れ人数を緩和・拡大すべきである、		グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるために長期間、わが国内で実務研修を行う必要性が生じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超え(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要がある、	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」「生活実習として研修手当を支給)と2年間の「技能実習(労働の対価として賃金を支給)」の最長3年間で構成され、「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる62職種114作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、「技能実習修了後の就労は認められていない、
5057	5057023	5		z05016	警察庁、 法務省、 厚生労働 省		出入国管 理及び難 民認定法 第7条1項 第2号の基 準を定め る省令、 在留資格「研 修」に係る 基準省令 に関する 法務省告 示(平成2 年8月17日 法務省告 示第246 号)、技能 実習制度 に係る出 入国管理 上の取扱 いに関す る指針(平 成5年4月5 日法務省 告示第146 号)、技能 実習制度 の基本的 枠組	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。 潜在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える、			(社)日本経済団体 連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し	技能実習対象職種の見直し・拡大 技能実習の対象職種は、現在、その大半が製造業に係る職種であるが、サービス業を含め開発途上国等に高いニーズがあり、わが国において優れた知見・技術が蓄積されている分野等(例えばチェーン展開されている各種サービス事業等)について、必要に応じて公的評価制度のあり方を見直し、対象職種を拡大すべきである、		グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるために長期間、わが国内で実務研修を行う必要性が生じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超え(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要がある、	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」「生活実習として研修手当を支給)と2年間の「技能実習(労働の対価として賃金を支給)」の最長3年間で構成され、「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる62職種114作業に限定されている。また、受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、「技能実習修了後の就労は認められていない、
5057	5057090			z05017	内閣官 房、警察 庁、法務 省、厚生 労働省、 国土交通 省		・ テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) ・ 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の2 ・ 旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成17年2月9日付け健 発第0209001号厚生労働省健康局長通知) ・ 旅館	c		外国人宿泊者に係る旅券の写しの保存の指導については、「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」を踏まえ、外国人宿泊者に係る宿泊者名簿の記載事項の正確性を担保することによって関係行政機関による外国人テロリストに関する正確かつ迅速な情報収集や追跡調査等に支障を来さないにすることを目的として措置したものであり、テロから国民の安全を確保するための施策の一つとして、その必要性が高いことから、これを廃止することは困難である、	要望者からの以下の再意見を踏まえ、措置の分類、措置の内容、措置の概要(対応策)につき再検討願いたい。 「本要望の趣旨は、全ての外国人旅行者の旅券写しの取得・保存の廃止を求めるものではない。 外国人団体ツアーの場合であれば、国籍や旅券番号等を記載したリストを旅館・ホテルが旅行会社から入手することで、宿泊者名簿の記載事項の正確性を担保して関係行政機関による外国人テロリストに関する正確かつ迅速な情報収集や追跡調査等に支障は来さないため、旅券の写しの取得・保存を省略できるようにすべきである、」	(社)日本経済団体 連合会	90	A	旅館・ホテルにおける外国人宿泊者の旅券写しの取得・保存の見直し[新規]	外国人宿泊者に係る旅券の写しの取得・保存を省略できるようにすべきである、		当該措置の趣旨は十分に理解できるが、その目的は、旅館・ホテルが外国人宿泊者に旅券の写しを求め、宿泊者名簿記載事項の内容と照合することで十分達成し得る、この運用を見直すことにより、外国人旅行者及び旅館・ホテル双方の負担の軽減を図り、外国人旅行者のより円滑な受け入れを推進すべきである。現に、旅券のコピーをとる際に、外国人宿泊者が確認できない場所(事務室等のバックヤード)で旅券を一時的に預けざるを得ない場合があり、外国人宿泊者から不安や不信が表明されるといった事態が生じていることに留意されたい。また、外国人団体ツアー客の場合、旅行会社を通じて事前あるいはチェックイン時に国籍及び旅券番号を記載したツアー客リストが提供されるため、旅券の写しのみで国籍・旅券番号を確認できる、にも拘らず、個人について旅券のコピーをとらなければならないため、長時間待たせ、クレームが発生する事態も少なからず生じている。 運用の改善により外国人旅行者に対する接遇が向上すれば、ビジット・ジャパン(ノ・キャンペーンをはじめとする観光立国の推進に資するものと考え、	テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定) 旅館業法施行規則第4条の2 旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成17年2月9日厚生労働省健康局長通知) 旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する留意事項について(平成17年2月9日厚生労働省健康局長生活衛生課長通達)	厚生労働省健康局長生活衛生課	「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定)」に基づき、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)が改正され、2005年4月1日より、旅館・ホテルの宿泊者名簿に外国人宿泊者の国籍ならびに旅券番号の記載が義務づけられるようになった。併せて、厚生労働省健康局長生活衛生課により、当該外国人宿泊者の旅券のコピーをとり、宿泊者名簿とともに保存するよう指導されている、	
5057	5057139			z05018	全庁庁	なし	当庁との契約の際に取り交わされる契約書の条項には、当該契約によって発生する権利等を一部の場をを除き第三者に譲渡・継承することを禁ずる債権譲渡禁止特約が盛り込まれているところ、	d		当庁においても、国の他の機関と同様、逐次債権譲渡禁止特約の部分的解除を実施しているところであり、既に譲渡対象者の範囲を信託会社及び特定目的会社にまで、譲渡債権の範囲をすべての債権にまで拡大している、			(社)日本経済団体 連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・請負契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一的な取扱いすべきである、		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる、	全庁庁、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化を行うことができない。 近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止事項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。 しかしながら、依然として省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明性等の問題が残されている、	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)																						
要望 管理番 号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項番 号	要望種 別 (規制改 革A/民 間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5057	5057159			z05019	警察庁	自動車の 保管場所 の確保等 に関する 法律第3 条 自動 車の保管 場所の確 保等に関 する法律 施行令第 1条	自動車の保有者は、道路上の場所以 外の場所において、当該自動車の使用 の本拠の位置との距離が、2キロメー トルを超えない場所に、当該自動車の 保管場所を確保しなければならないこと とされている。	c	自動車の保有者は、当該自動車の使用の本 拠の位置との距離が2キロメートルを超 えない場所に、自動車の保管場所を確 保しなければならないこととされている が、これは、 ○ 都市部における駐車場確保の困難性 ○ 社会通念上、確保した保管場所に当 該自動車が保管されることが十分に期 待できる距離等を勘案して定められた ものであり、道路交通の危険及び円滑 な道路交通の支障の防止を図る観点か ら、御提案の趣旨におこたえすること はできない。	個人で所有する自動車と、レンタカー 事業として事業者が所有する自動車に 対し、同等の規制を課することは適切 ではないと考える。また、本拠の位置と 保管場所との距離の見直し(緩和)を行 うことによって、土地の有効的な利用 が可能になり、ひいては貴庁ご指摘の 「都市部における駐車場確保の困難性」 を解決する手段の1つにもなり得ること から、改めて検討されたい。	(社)日本経済団体 連合会	159	A	レンタカー事業における「使用の本拠 」と「保管場所」の距離要件緩和(新規)	レンタカー事業に供する車両に限り、 「使用の本拠」と「保管場所」の距離 要件を現行の2kmから15kmへ緩和す べきである。	レンタカー事業においては、空港前、 駅前などの立地に店舗を設置する必要 がある。しかし、そういった立地は有効 の利用が強く求められる土地であり、事 業展開する際の足かせとなっている。 レンタカー事業用車の保管場所を15km (車による移動時間で約30分程度の距 離を想定)以内に緩和すれば、駅前等 の土地の有効利用が図ることが可能と なるうえ、コストダウン相当分を利用 者に還元できる。特に、都心部等にお いては、2km規制がネックとなり、必 要な店舗またはレンタカー事業用車の 台数確保ができず、利用者の利便性を 大きく損なっている。	自動車の保管場所の確保等に関する 法律施行令第1条	警察庁	「自動車の保管場所の確保等に関する 法律施行令」1条の「保管場所の要件」 における、「使用の本拠」と「保管場所」 の距離要件は、現行2kmとなっている。			
5057	5057161			z05020	警察庁	自動車の 保管場所 の確保等 に関する 法律第4 条第1項	同一保管場所における車両代替に係る 自動車保管場所証明申請書の提出を受 けた場合においても、現地調査を実施 し所要の処理を行った後、概ね5日を 超えない1期間内に自動車保管場所証 明書を交付している。	c	同一保管場所における代替車両の申請 を受けた場合においても、申請に係る保 管場所に保管場所の証明申請の際には 存在しなかった物が設置されていたり 、保管場所の形状が変更されていたり して、実際に保管することが可能か否か 疑問を生ずる事例も散見されているの で、適正な保管場所の確保を図るため 、少なくとも申請の機会を捉えて現地 調査を実施することが必要であり、現地 調査を省略することはできない。 なお、平成16年8月、自動車の所有者 等の利便向上を図る観点から、自動車 保管場所証明事務に係る処理日数の短 縮のための通達を发出し、現地調査体 制の拡充等処理日数の短縮方策につい て、都道府県警察を指導しているところ である。	貴庁のご懸念は、車両の代替との直接的 な因果関係にはなく、適宜現地調査を行 うことで確認できるものであると思料。 交付期間の短縮を図る観点から、改めて 検討されたい。	(社)日本経済団体 連合会	161	A	同サイズ以下の代替車両における自動 車保管場所証明書の交付の迅速化(新規)	新規取得の場合と異なり、同一保管所 における車両代替の場合、全長、全幅、 全高などが旧所有車と同等もしくはそれ 以下であることを要件とし、これが満た されれば保管場所が確保されていること が明確であることから、現地調査を省略 し、自動車保管場所証明書の交付期間を 短縮すべきである。	自動車登録申請手続のワンストップサ ービス化により、行政手続の迅速化が図 られる中、保管場所証明の処理日数の短 縮化は必須の要件であり、保管場所が確 保されていることを(交付期間を具体的に 規定はしていない、各警察署の慣習によ る)	自動車の保管場所の確保に関する法律 および同施行令(交付期間を具体的に規 定はしていない、各警察署の慣習による)	警察庁都市交通対策課	自動車保管場所証明書の申請から交付 までは、その全数につき現地調査を実施 しているため、3日～5日ほど必要として いる。			
5057	5057162			z05021	警察庁	自動車の 保管場所 の確保等 に関する 法律第6 条第1項 自動車の 保管場所 の確保等 に関する 法律施行 規則第3 条	警察署長は、自動車保管場所証明申請 書及び保管場所標章交付申請書の提出 を受けた場合において自動車保管場所 証明書を交付したときは、又は自動車 保管場所届出書を受領したときは、保 管場所標章を交付しなければならない こととされている。	c	御提案の代理交付の内容が不明であるが 、自動車の保管場所証明に関する事務 については、道路交通の安全と円滑を 確保するため、警察がその場について どこに保管場所を確保されているか確 認し、標章を発行するという一連の事務 を一元的に行う必要がある。	電子化により、申請から発行まで一元 的に把握することも可能となることか ら、改めて検討されたい。	(社)日本経済団体 連合会	162	B	自動車保管場所標章の代理交付	自動車販売会社が自動車保管場所標章 を代理交付できるよう認めるべきであ る。	2005年12月26日より自動車の保有 手続手続のワンストップサービス(OSS) の運用が開始され、自動車登録に必要 な車庫証明申請については、既に一部 の都道府県で電子化が行われ、順次、 全国展開される予定となっている。こ うした電子化に伴う利用者利便のさら なる向上を図る観点から、自動車保管 場所標章の代理交付が認められれば、 申請者あるいは申請代理者が直接所轄 警察署に出席(手間が省けることは無 論のこと、)についてはユーザーの経費 削減につながることも期待できる。	自動車の保管場所の確保に関する法律 第6条	警察庁都市交通対策課	自動車には、国家公安委員会規則に基 づき、自動車保管場所標章を表示(後部 ガラスに貼付)しなければならない。こ の自動車保管場所標章については、自動 車保管場所申請の申請者あるいは申請 代理者である自動車販売業者等が直接 所轄警察署に出席し、受領することと されている。			
5057	5057193			z05022	警察庁、 法務省、 厚生労働 省	出入国管 理及び難 民認定法 第7条1項 第2号の基 準を定める 省令 社会福祉 士及び介 護福祉士 法 介護保険 法	制度の所管は、法務省及び厚生労働 省である。	c	平成17年中の来日外国人犯罪の検挙 件数が過去最多を更新するなど、来日 外国人犯罪をめぐり情勢は厳しさを 増している。 潜在資格を悪用して不法滞在・不法就 労する者や研修制度等を悪用して安価 な労働力を確保するために外国人を不 法に就労させる者が存在し、それが退 床となって来日外国人による犯罪が多 発する現状において、治安、出入国管 理その他日本社会に与える様々な影響 について十分な考慮がなされ、これに 対する措置が講じられない限り、提案 を実施することは妥当ではないと考える。		(社)日本経済団体 連合会	193	A	外国人の介護分野での在留資格の整備	当面、介護業務に関する専門性を有す るとされている介護福祉士については 、介護事業者等からの要望を踏まえ て新たな在留資格を設け、わが国にお ける外国人の介護分野での就労を認め るべきである。同時に、わが国の高校 卒業と同等程度の中等教育を修了した 外国人で一定の日本語能力を有する者 については、「留学」等の在留資格にお いてわが国に2年間滞在し、厚生労働 大臣の指定した養成施設において介護 福祉士として必要な知識および技能 を修得することを認め、介護福祉士の 資格取得後、新たな在留資格に変更す ることと可能とすべきである。 将来的には、介護福祉士試験の受験に よる国家資格を取得するための準備活 動の一環として、一定の日本語能力を 有する者がホームヘルパー等の公的資 格を取得してわが国で就労することと 認めるとともに、これらの資格取得を 支援すべく、わが国の訪問介護員養成 研修事業者等が日本語教育ならびに日 本と同様の課程を実施する分校を海外 で設置できる制度を設けることを検討 すべきである。	介護は、少子・高齢化が進む中、将来 的に労働力不足が深刻化すると予想さ れる分野であり、わが国の介護サービ スの維持・充実の観点から、域外国か ら優秀な人材を受け入れることが重要 である。右記の日比大協合憲は、とり わけこれまで専門的・技術的分野とみ なされていなかった介護分野での外国 人の就労の道が開かれた点で、その第 一歩として評価できるが、わが国の介 護サービスの維持・充実の観点からも 、経済連携協定交渉において合意した 場合に限らず、同分野での外国人受け 入れの一層の促進に取り組むべきであ る。 また、他の外国人については、たとえ 介護福祉士の国家資格等を取得しても 、介護分野での就労を目的とした入国 は認められていないが、現行、日本・ インドネシア経済連携協定交渉(政府 目標では、2006年夏までに交渉の主 要点について実質的な妥結を目指す) においても、インドネシア側から看護 ・介護に係る人材の受け入れなどにつ いて要望が出されている。	出入国管理及び難民認定法第7条1項 第2号の基準を定める省令 社会福祉士及び介護福祉士法 介護保険法	法務省出入国管理 局 厚生労働省	日比経済連携協定(2004年11月大 協合憲)に係る基本的特約の下で、一 定の要件を満たすフィリピン人の介 護福祉士候補者の入国を認め、日本語 等の研修修了後、日本の国家資格を取 得するための準備活動の一環として就 労することを認める(滞在期間の上限 4年)とともに、国家試験を受験後、国 家資格取得者は介護福祉士として引 き続き就労が認められることとなっ た。同時に、日本語の研修修了後、課 程を修了した者に介護福祉士の国家資 格が付与されることとなることが重要 である。右記の日比大協合憲は、とり わけこれまで専門的・技術的分野とみ なされていなかった介護分野での外国 人の就労の道が開かれた点で、その第 一歩として評価できるが、わが国の介 護サービスの維持・充実の観点からも 、経済連携協定交渉において合意した 場合に限らず、同分野での外国人受け 入れの一層の促進に取り組むべきであ る。 また、他の外国人については、たとえ 介護福祉士の国家資格等を取得しても 、介護分野での就労を目的とした入国 は認められていないが、現行、日本・ インドネシア経済連携協定交渉(政府 目標では、2006年夏までに交渉の主 要点について実質的な妥結を目指す) においても、インドネシア側から看護 ・介護に係る人材の受け入れなどにつ いて要望が出されている。			

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)																						
要望 管理番 号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コー ド	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項番 号	要望種 別 (規制改 革A/民 間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5057	5057194			z05023	内閣官 房、警察 庁、法務 省	出入国管 理及び難 民認定法 第2条の2 第3項 出入国管 理及び難 民認定法 施行規則 別表第2	制度の所管は、法務省である。	c	平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。 潜在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。			(社)日本経済団体 連合会	194	A	「高度人材」に対する在留期間の長期化	わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)「高度人材」の受け入れをより一層促進するため、わが国で長期的かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」、「投資・経営」等、総じて専門性が高(不法滞在者も少ない)分野の人材については、その他一般の専門的・技術的分野の外国人労働者を含む在留外国人のチェック体制の強化に関する議論・検討に先行させ、在留期間を5年に伸張すべきである。		専門的・技術的分野の中でも、右記の在留資格「投資・経営」等の「高度人材」については、現行の在留期間(3年又は1年)終了までに更新の手続きを行う制度に代えて、一定の報告義務等を課し資格外活動等を行っていないことを証明すること等の手続きを導入することにより、不法就労等の問題が発生することを防止できる。その一方で、問題のない「高度人材」の身分の安定性が大いに高まることで、優秀な人材を海外から受け入れるための環境が改善されるものと期待される。 なお、その他「高度人材」に含まれない一般の専門的・技術的分野の在留資格者や、身分又は地位に基づく在留資格などとの在留外国人については、就労状態、居住状態、社会保険の加入状況、子供の就学状況等を総合的に把握・管理する仕組みを検討し、在留期間の伸長も含め、引き続き2006年度中に結論を得るために検討すべきである。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	法務省入国管理局	出入国管理及び難民認定法(入管法)上、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入国管理基本計画」(2006年3月29日策定)では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 「第三次出入	

要望 管理番 号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項番 号	要望種 別 (規制改 革A/民 間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5083	5083002			z05031	警察庁、 財務省	未成年者喫煙禁止法第4条	未成年者喫煙禁止法第4条では「煙草又は八器具ヲ販売スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス」と規定されている。	c	未成年者喫煙禁止法においては、煙草等を販売する者は、年齢確認その他の必要な措置を講じることとされているところ。未成年者による喫煙を防止するためには、たばこの販売に当たって、販売事業者が顧客に対面し、未成年である疑いがある場合には年齢確認の措置を確実に講じることが必要である。こうしたことから、警察庁としては、たばこ小売販売に係る関係業界に対して、関係省庁と連携して、未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法について、自主的な取組みを要請するなどしている。今後も、未成年者の喫煙防止を図るため、関係業界における取組み状況等を踏まえ、未成年者がたばこを容易に入手できる環境の改善等について、関係省庁と協力して検討してまいりたい。		下記要望者再意見と踏まえて再検討されたい。 「(1)対面販売における未成年者への販売防止のために、第一段階として、先ず、写真を貼付したタバコICカードを、むしろ対面販売で、成人の本人確認のためにこそ活用すれば良いのではないだろうか。(2)未成年者への販売防止のために、そのような行政指導がなされるべきです。(3)それでも未成年者への販売防止が徹底しない場合には、第二段階として指紋識別(他の生体認証でも可ですが)の導入を行政指導あるいは法的措置を採るべきかと思います。 (4)以上が容れられないとすれば、未成年者の2～3割は店頭(コンビニやタバコ店など)で購入している実態があり、ICカード式自販機で買えなくなればもっと増えることが憂慮されます。未成年者が店頭でも確実にタバコを買えない、シャットアウトするシステムを導入すべきです。上記(1)～(3)が出来ないのであれば、店頭でも指紋識別システムの導入を行政指導すべきと考えます。(5)2006年の通常国会(124回)で成立した「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」 http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g16405056.htm は16歳以上等の外国人入国者に指紋等の個人認証を義務づけ、2007年秋頃に導入される予定とのことで、アメリカでは2004年より既に実施されています。本法はテロの未然防止が目的のとのことですが、未成年者の喫煙がその健康を大きく損なっている事実からすれば、そこまで踏み込んだ成人の個人認証はやむを得ないこととして、国民の理解と賛同は得られると考えます(日本では、喫煙によって年間11万人余もの超過死亡があるとされているのですから http://www.health-net.or.jp/tobacco/risk/rs410000.html)。現実改正入管難民法が成立しているのですから「行政が行う公	特定非営利活動法人「子ども無煙環境を」推進協議会	2	A	未成年者喫煙防止のためICカードと指紋認証によるタバコの店頭販売を義務づける	未成年者喫煙禁止法第四条(煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとする)のために、タバコ製造・販売業界は、2008年に成人識別機能付タバコ自販機を導入するとしていて、成人識別のためにICカードを導入するとしているが、店頭においても、未成年者のタバコ購入をシャットアウトするために、ICカードと指紋認証識別による販売を義務づける。	未成年者喫煙禁止法第4条の年齢確認、及びたばこ事業法第31条の担保がほぼ完全に出来ることにより、未成年者のタバコ購入をほぼ完全に防止できることが期待される。 本年7月にタバコ価格が引き上げられたが、一部銘柄では増税を越える上乗せの価格引き上げがあり、その理由の一つとして、この自販機導入費用に充てるとのこと。店頭におけるICカードと指紋識別機能による購入システムも同様の値上げによりまかなうことが可能であるし、未成年者のアクセス防止(購入のシャットアウト)のためにこのシステムの導入は、喫煙者及び世論の賛同は十分に得られる。	未成年者の7～8割は自販機でタバコを購入しているとされているが(厚生労働省の研究所の調査結果)、2～3割は店頭(コンビニやタバコ店など)で購入している実態がある。コンビニ等では、未成年者と思われる場合には、身分証明などの提示要請を行っているが、周知が必ずしもされていないし、未成年と推測される場合も強要等により販売しているケースが報告され、報道もされている実態がある。これを防止するためには、店頭におけるタバコ販売においても、ICカードと指紋認証機能による販売を義務づける必要がある。この指紋認証は既に実用化されていて、ICカード発行にあわせて義務化・制度化すれば、経費はそれほど多くはかからない。	たばこ規制特組条約(第16条他) ・未成年者喫煙禁止法 第四条 煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとする(2001.12追加) ・たばこ事業法第31条 財務大臣は、小売販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の許可を取り消し、又は1月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることが出来る。 9 未成年者喫煙禁止法(明治35年法律第33号)第5条の規定に違反して処罰されたとき、 その代表者のうち第1号、第6号又は前号に該当する者があるとき、	警察庁、財務省		
5083	5083004			z05032	全省庁	なし	なし	e	警察庁には、審議会を設置できない。			-	特定非営利活動法人「子ども無煙環境を」推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進委員会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報されている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会たばこ事業等文科会、税制調査会などは、財務省のホームページの通関予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1～2週間後)そのホームページで公開され、1～数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。 マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。 動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。	全省庁		
5086	5086004			z05033	警察庁	自動車安全運転センター法(以下「センター法」という。) 第29条第1項第5号、自動車安全運転センター法施行規則第10条	交通事故証明書の交付方法については、センター法第29条第1項第5号に基づき、「書面」を「交付」することとされている。	c		「規制改革推進3カ年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において、電子的手段による交通事故証明書の申請・交付の可否について調査・検討することとされたことを踏まえ、自動車安全運転センターにおいて、損保業界、関係行政機関等からなる調査検討委員会を設け検討を行った結果、「電子交付」については、現時点において損害保険会社等からのニーズは皆無であり、今後、ニーズの高まり等の動向を見据えながらその必要性を検討していくこととされ、損保業界等からニーズが高かった「電子申請」を「電子交付」に先行させて行うこととした。 「電子交付」については、交付を受ける損害保険会社等においてもシステムを整備する必要があるところ、現在のシステムの整備状況及び損害保険会社からのニーズを踏まえれば、御提案の内容を実現することはできない。	損害保険労働組合連合会	4	B	交通事故証明書の交付の電子発行	交通事故証明書を電子的に発行、ないしは記載内容を電子的に確認できるよう、検討を進めて頂きたい。	損害保険業の事故処理現場においては、交通事故証明書の取り付けに時間がかかることによって、迅速な保険金の支払いに悪影響を与えているケースがある。発行を電子化することによって、保険会社ならびに安全運転センターの業務が効率化されるとともに、顧客サービスの向上に繋がる。	交通事故証明書の取得については、書面による申請・交付と明書の取り付けに時間がかかることによって、迅速な保険金の支払いに悪影響を与えているケースがある。発行を電子化することによって、保険会社ならびに安全運転センターの業務が効率化されるとともに、顧客サービスの向上に繋がる。	交通事故証明書の取得については、書面による申請・交付と明書の取り付けに時間がかかることによって、迅速な保険金の支払いに悪影響を与えているケースがある。発行を電子化することによって、保険会社ならびに安全運転センターの業務が効率化されるとともに、顧客サービスの向上に繋がる。	自動車安全運転センター法	警察庁		
5086	5086009			z05034	警察庁	自動車安全運転センター法(以下「センター法」という。) 第29条第1項第5号、自動車安全運転センター法施行規則第10条	交通事故証明書の記載事項は、センター法第29条第1項第5号及びセンター法施行規則第10条に基づき、事故発生日時、場所、交通事故の当事者の住所及び氏名、事故類型その他当該交通事故に関する事実を証するため必要と認められる事項とされている。	c		個別の事故における飲酒事実の有無等の事故原因や過失については、最終的には裁判を通じその事実が証明されるのである。 それに対し、交通事故証明書は、左記のとおり、事故発生日時等といった交通事故に関する事実を証するために発行されるものであり、交通事故の原因等を明らかにするためのものではないことから、御提案にある「飲酒の事実」について記載することはできない。	損害保険労働組合連合会	9	B	事故発生時の飲酒事実調査の強化、ならびに、飲酒の事実の交通事故証明書への記載	飲酒運転による交通事故防止の観点から、夜間発生事故等での飲酒事実調査を一層強化するとともに、不正・不当請求を排除する観点から、飲酒の事実を事故証明書に記載して頂きたい。	飲酒運転に対する大きな牽制効果が働き、ひいては、死亡事故を含めた交通事故の減少に繋がる。 また、飲酒の事実の交通事故証明書の記載によって、不当・不正な保険金の受け取りといった保険犯罪の防止に繋がるとともに、飲酒運転に対する抑制効果が高まるものと考ええる。	飲酒運転は、政府、警察等の積極的な防止策(広報や取り締まりの強化)の実施により着実に減少しているが、依然として死亡事故を含めた重大な交通事故を引き起こすなど社会問題化している実態にある。交通事故発生時における飲酒事実の調査・確認は法的に規定されていないものの、特に夜間発生事故に際しては調査を強化することは、飲酒運転への大きな牽制効果が働くほか、結果として死亡事故を含めた交通事故の減少に繋がるものと考えられる。また、個人情報保護法の施行の影響などによって、保険会社による飲酒の事実調査が困難になる局面が生じている。飲酒の事実を偽って車両保険金を受け取るなどの保険犯罪を防止し、飲酒運転の抑制効果を高めるためにも、飲酒の事実の交通事故証明書への記載を検討していただきたい。	道路交通法	警察庁			